

平成 28 年 9 月 16 日

青森市政記者会 様

青森市選挙管理委員会事務局次長

### 学生の不在者投票の取扱いについて

住民票を異動しないで修学のために市外に居住している学生の不在者投票については、自治庁次長通達に基づき、不在者投票を出来ない取扱いとしてきましたが、今後下記の理由により、青森市の選挙人名簿に登録されているかたについては、居住実態の個別確認を行わないで不在者投票を認める取扱いとすることを平成 28 年 9 月 16 日の青森市選挙管理委員会で決定しましたのでお知らせします。

### 記

- 1 平成 28 年 7 月 10 日執行の第 24 回参議院議員通常選挙時に市町村によって学生の不在者投票が異なった対応となっていることが報道され、青森市と同様の取扱いは少数であったこと。
  - 2 青森県選挙管理委員会から「学業」を理由とする不在者投票の請求に対して、その都度、就学実態を確認することとした場合、選挙人によっては、不在者投票ができないが期日前投票や選挙期日当日の投票は可能になる場合があるなど、市町村間や有権者間で不平等な取扱いを受けることから、すべての選挙人が平等に選挙権を行使できるようにするため、「学業」を理由に不在者投票の請求があった場合については、個別の実態調査は行わないことが適当との考えが示されたこと。
- 等を参考にしながら検討しました。

問合せ先

青森市選挙管理委員会事務局

担当：主幹 杉野、次長 村上

電話：017-734-5822